

広島県告示第四百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和三年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
総務局総務課長 道 下 克 典	新型コロナウイルス感染症対策寄附金に係る現金及び有価証券の出納及び保管	令和三年四月一日